

あなたの職場は快適ですか？

セクシュアルハラスメントのない職場づくりをすすめています

(連載3)

セクシュアルハラスメントのない職場づくりのために！

業種や規模にかかわらず、
すべての事業主に防止対策が義務づけられています。

- ・セクシュアルハラスメントを許さない方針の徹底
- ・相談、苦情窓口の設置
- ・事後の迅速かつ適切な対応

セクシュアル・ハラスメントになりうる行為の例

次のような性的言動に、雇用上の不利益な取扱いや就業環境の悪化が伴う場合、職場におけるセクシュアル・ハラスメントになり得ます。

発言型

性的冗談やからかいの対象にする。
性的なうわさをたてる。
食事やデートに執ように誘う。

視覚型

職場にヌードポスターを貼る。
卑わいな雑誌をこれ見よがしに読む。

身体接触型

抱きつく。
胸や腰、髪、肩等に触る。

動作型

胸や腰等身体の一部をじっと見る。
身体を思わせぶりに執ように眺めたりする。

専門のカウンセラーによる相談は予約制です。まずはお電話ください。

広島労働局雇用均等室

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号

広島合同庁舎2号館

TEL 082-221-9247

FAX 082-221-2356